

鳥取県告示第246号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成21年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録 番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間
鳥取県 第190号	魚かす粉末	6.0魚荒 かす粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.0		倉谷魚粉製造所 鳥取市湯所町二丁目143	平成20年6月1 日から平成26年 5月31日まで